公益社団法人大阪労働基準連合会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人大阪労働基準連合会（以下、「当連合会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　当連合会は、主たる事務所を大阪市に置く。

２　当連合会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　当連合会は、労働基準法（以下、「労基法」という。）、労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）及びその他関係法規の理解を普及推進し、労働条件の確保・改善、労働災害防止、労働者の健康確保等を図るため、必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　当連合会は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第２条第４号に規定する公益目的事業をいう。）を行う。

(1)　労働災害防止のための安衛法及び関係法令に基づく法定資格の付与、教育・研修、講習会等の実施及びこれらの広報啓発に関すること

(2)　労働者の福祉の向上のための労基法及び関係法令の周知徹底、講習会・研修会等の実施及びこれらの広報啓発に関すること

(3)　上記の目的を達成するための労基法、安衛法等の正しい知識の普及啓発に関すること

(4)　その他、前各号の目的を達成するために必要なこと

２　当連合会は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等（公益法人認定法第５条第７号に規定する収益事業等をいう。）を行う。

(1)　労働災害防止及び労働衛生等に関する書籍等の販売等の物販の事業

(2)　衛生管理者試験受験準備講習会等の事業

(3)　労働保険事務組合に関する事業

(4)　その他、前各号に掲げる事業に関連すること

３　第１項に規定する公益目的事業については、大阪府の区域内において行うものとする。

第３章　会員

（会員）

第５条　当連合会の会員は、当連合会の目的、事業に賛同する個人又は団体であって、次のとおりとする。

(1)正会員　　大阪労働局管内の各地区労働基準協会で当連合会の支部となっていないもの。

(2)賛助会員　当連合会の目的に賛同して加入した法人、その他の団体又は個人

(3)名誉会員　当連合会に特別の功労があった者、又は学識経験者等で理事会において推薦された者で、総会に報告された者

２　前項の正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　当連合会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費）

第７条　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（任意退会）
第８条　会員は、理事会の決議を経て定める所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。
(1)　この定款その他の規則又は総会の決議に違反したとき
(2)　当連合会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき
(3)　その他、除名すべき正当な事由があるとき
（会員資格の喪失）
第 10 条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
(1)　２年以上会費を納入しないとき
(2)　総正会員及び総賛助会員の同意があったとき
(3)　当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき

第４章　総会

（構成）
第 11 条　総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。
２　　前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
（権限）
第 12 条　総会は、次の事項について決議する。
⑴　会員の除名
⑵　理事及び監事の選任又は解任
⑶　理事及び監事の報酬の額
⑷　貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
⑸　定款の変更
⑹　解散及び残余財産の処分
⑺　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）
第 13 条　総会は、定時総会として毎事業年度の終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
（招集）
第 14 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事である会長が招集する。
２　総会の招集手続きを行うときは、電子提供措置をとる。
３　正会員及び総賛助会員の議決権の６分の１以上の議決権を有する正会員及び賛助会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
（議長）
第 15 条　総会の議長は、会長がこれに当る。
（議決権）
第 16 条　総会における議決権は、正会員及び賛助会員１名につき１個とする。
（決議）
第 17 条　総会の決議は、総正会員及び総賛助会員の議決権の過半数を有する正会員及び賛助会員が出席し、出席した当該正会員及び賛助会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び総賛助会員の半数以上であって、総正会員、及び総賛助会員の議決権の３分の２以上に当る多数をもって行う。
(1)　会員の除名
(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第18条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、会長が記名押印する。

第５章　役員

（役員の設置）

第19条　当連合会に、次の役員を置く。

(1) 理事　５名以上２５名以内

(2) 監事　１名以上３名以内

２　理事のうち１名を会長、５名以内を副会長、１名を専務理事、１名を常務理事とする。

３　前項の会長及び副会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第20条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

３　理事のうち、理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び当連合会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

５　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第21条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当連合会を代表し、その業務を執行する。

３　専務理事は、当連合会の業務を執行する。

４　常務理事は、当連合会の業務を執行する。

５　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当連合会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第23条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

３　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第24条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬）

第25条　理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、総会の決議により定

める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（顧問及び参与）

第26条　当連合会は、１名以上２０名以下の顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

３　顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

４　顧問及び参与の報酬は、無償とする。

第６章　理事会

（構成）

第27条　当連合会に、理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第28条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　当連合会の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4)　重要な使用人の選任及び解任

（招集）

第29条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（決議）

第30条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

３　当連合会が保有する株式、出資について、その株式、出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

（種類及び開催）

第31条　理事会は、定例理事会及び臨時理事会の２種類とする。

２　定例理事会は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上開催し、会長、副会長、専務理事及び常務理事が職務の執行状況を報告する。

３　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき

(2)　会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき

(3)　前号の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4)　監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき

(5)　前号の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集するとき

（議長）

第32条　理事会の議長は、会長がこれに当る。

（議事録）

第33条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章の２　支部

（支部）

第３３条の２　当連合会の目的を達成するため、関係機関の管轄を考慮して定める支部を拠点に、地域における事業活動を行うものとする。

２　支部に、支部長及び副支部長を置くほか、次の各号に掲げる機関・会議等を置く。

（１）支部総会

（２）支部理事会

３　支部の組織、活動その他必要な事項については、理事会の決議により定める「支部規定」による。

第７章　部会

（部会）

第34条　当連合会に第４条の事業を行うに必要な事務を処理するため、安全部会、衛生部会及び理事会が必要と認めた部会を置く。

２　前項の部会の業務内容及びその運営については、理事会の承認を得て、会長が定める。

第８章　資産及び会計

（事業年度）

第35条　当連合会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第36条　当連合会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更ずる場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第37条　当連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事の名簿

(3)　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第38条　会長は、公益法人認定法施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第９章　事務局

（職員）

第39条　当連合会の事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局には、事務局長ほか職員若干名を置く。

３　事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第１０章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第40条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条　当連合会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第42条　当連合会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益法人認定法第３０条第２項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に、同法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第43条　当連合会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第５条第１７号に掲げる法人であって租税特別措置法第４０条第１項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１１章　公告の方法

（公告の方法）

第44条　当連合会の公告方法は、電子公告とする。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、当連合会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この法人の最初の代表理事は谷口宗男、伊藤太一、賀須井良有、藤原敏正、阿部源三郎とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第３５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

１　この定款は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

１　この定款は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

１　この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

１　この定款の変更部分（第５条第１項(1)）は、平成３０年６月２１日から施行する。

附則

１　この定款の変更部分（第１４条第２項及び第３項）は、令和４年９月１日から施行する。

令和５年度　公益社団法人大阪労働基準連合会役員名簿

令和5年6月15日

役職名	氏　　名	常勤・非常勤
会　長	山　本　　万　平	非常勤
副会長	竹　口　　文　敏	非常勤
副会長	廣　部　　一　彦	非常勤
副会長	秦　　章　　夫	非常勤
副会長	中　田　　将　稔	非常勤
理　事	岡　元　　裕　一	非常勤
理　事	岩　崎　　雅　明	非常勤
理　事	佐　々　木　　和　也	非常勤
理　事	中　村　　佐　知　大	非常勤
理　事	辰　馬　　正　彦	非常勤
理　事	髙　橋　　一　雅	非常勤
理　事	水　口　　信　弥	非常勤
理　事	平　松　　伸　子	非常勤
理　事	桂　　太　　郎	非常勤
理　事	井　戸　　清　明	非常勤
理　事	若　　林　　亨	非常勤
理　事	片　岡　　敏　幸	非常勤
理　事	井　上　　賢　一	非常勤
専務理事	島　田　　晴　弘	常　勤
理　事	廣　安　　由　子	非常勤
監　事	岩　本　　兼　一	非常勤
監　事	稲　田　　武　彦	非常勤
監　事	川　口　　利　幸	非常勤

公益社団法人大阪労働基準連合会　会員名簿

正 会 員 数 ： 8

一般社団法人　大阪南労働基準協会
大　阪　西　労　働　基　準　協　会
一般社団法人　西野田労働基準協会
一般社団法人　淀川労働基準協会
一般社団法人　東大阪労働基準協会
一般社団法人　岸和田労働基準協会
堺　労　働　基　準　協　会
一般社団法人　和泉大津地区労働基準協会

賛 助 会 員 数 ： 272

令和４年度事業報告

区　　分	令和3年度末	令和4年度中の会員異動		令和4年度末
	会　員　数	入　　会	退　　会	会　員　数
正　会　員	8	0	0	8
賛 助 会 員	286 (397)	18	32	272 (382)

個別事業年度計画	上半期事業実績
第１　労働者の安全と健康を確保するための事業	
１　労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第１４条による作業主任者資格付与の技能講習の 実施	１～５の詳細は、別紙のとおり
２　安衛法第６１条第１項による就業制限業務に係る資格付与講習の実施	
３　安衛法第２２条（石綿則第３条第４項）の登録講習の実施	
４　安衛法第５９条第３項による特別教育の実施	
５　法令・通達等で定める安全衛生教育・研修の実施	
６　安全・衛生大会の開催等について	
(1) 全国安全週間安全大会	
①　「リスク“ゼロ”大阪推進大会」の開催	・4.7.1　Web開催、当日は表彰者のみ出席で無観客
②　「リスク“ゼロ”大阪推進大会」運営委員会開催	・4.5.12
③　災防団体連絡協議会開催	・4.5.12　、5.3.15
(2) 全国労働衛生週間労働衛生大会	
①　大阪・職場の健康づくりフォーラムの開催	・4.10.3　エルシアターでリアル開催　210名
②　全国労働衛生週間大阪大会運営委員会開催	・4.7.22
(3) 全国安全週間実施要綱説明会	・大阪中央支部　4.6.10　37名 ・天満支部　4.6.8　50名 ・北大阪支部　4.6.23　46名 ・茨木支部　中止 ・羽曳野支部　4.6.9　43名
(4) 全国衛生週間実施要綱説明会	・大阪中央支部　4.9.9　36名 ・天満支部　4.9.8　37名 ・北大阪支部　4.9.20　51名 ・茨木支部　4.9.7　42名 ・羽曳野支部　4.9.13　31名
(5) 全国産業安全衛生大会(福岡)の参加勧奨	参加者数（大阪）　４２９名
７　中央労働災害防止協会との協力開催研修の実施	
基礎から学ぶ機械災害防止対策研修	・4.12.15　24名
８　中央労働災害防止協会との共催開催研修の実施	
(1) 経営者安全衛生セミナー	・4.5.18～19、4.5.24～25　中災防大阪教育センター 9名
(2) 事業場内メンタルヘルス推進者養成研修	・4.10.27～28　31名
９　中小規模事業場安全衛生相談事業の実施	・ 相談件数　236件

個別事業年度計画	上半期事業実績
１０　第一・二種衛生管理者免許試験準備講習会の開催	・ 第一種　4.5. 9～5.12　30名 4.7.11～7.14　31名 4.9. 5～9. 8　31名 4.11.7～11.10　31名 5.1.10～1.13　27名 5.3.6～3.9　23名 ・ 第二種　4.4.18～4.19　7名 4.6.13～6.14　29名 4.8.22～8.23　13名 4.10.11～10.12　14名 4.12.12～12.13　15名 5.2.13～2.14　13名
１１　労働災害防止のための講習の実施 ・「ニュー５S」推進者講習 ・新「化学物質規制」セミナー	 ・4.8.31　3名 ・5.3.13　44名
１２　出張特別試験の受付 衛生管理者等免許試験受験申請書受付事務	 ・ 受験申請書受付数　1,280名（センター受付分を除く） （4.8.3 ：エル・おおさか南館　4.8.5 ：マイドームおおさか）
１３ 安全部会・衛生部会の開催 ・ 安全・衛生部会合同会議の開催 ・ 安全・衛生部会議の開催（大阪中央支部） ・ 安全・衛生合同部会の開催（羽曳野支部）	 ・ 4.5.19 ・ 安全　4.5.10　：　衛生　4.7.11 ・ 4.6.9　4.9.13
１４　「大阪衛生管理者連絡協議会」活動への支援	・ 4.5.30　総会(26名)・幹事会 ・ 4.8.24　講習会(26名)・幹事会 ・ 4.11.14　講習会(28名)・幹事会 ・ 5. 2. 6　講習会(34名)・幹事会
１５　災害防止協議会(支部)	・ 4.4.21 北大阪支部
第２　労働条件の確保・改善のための事業	
１　労務管理講習の実施	・初級　4.6.29　13名 ・中級　5.1.25【労基法】30名、5.2.7【安衛法】18名 ・上級　5.3.2　１３名
２　職場のハラスメント防止セミナーの実施	・4.7.29　24名
３　職場の発達障害セミナーの実施	・4.8.25　7名
４　臨検監督セミナーの実施	・4.10.17　23名
５　ビジネスマナー研修の実施	・4.4.15　8名
６　安全配慮義務セミナーの実施	・5.3.16　14名
第３　労働保険加入支援、労災補償支援事業	
１　労働保険事務組合への事務委託の勧奨	・委託事業場数77件（保険関係成立数120件）
２　労働保険適用促進(適正加入推進員３名)	・適用促進件数 164件（成立20件）
３　芸能従事者の労災保険特別加入委託の勧奨	・委託者数122人
４　労災保険実務セミナーの開催	・ 初級編　4.8.4　14名 ・ 中級編　4.9.20　18名 ・ 上級編　4.10.27　14名

個別事業年度計画	上半期事業実績
第４　周知・広報のための事業	
１　広報誌「基準月刊」の制作発行	・ 毎月１日　　8,211部 発行
２　労働災害防止ポスターの製作	・「リスク“ゼロ”大阪推進運動」ポスター　B2版　4,595部 大型判　20部
３　「安全と衛生のおはなし」の増刷発行	・「安全と衛生のおはなし」　150部増刷発行
４　支部機関誌の発行	・大阪中央支部　　奇数月の１日　　各400部 ・天満支部　　4.7.1　　300部　　5.1.1　300部 ・茨木支部　　毎月1日　　各410部 ・羽曳野支部　　５月:410部、　１１月:410部
第５　その他	
１　無災害記録表彰等安全衛生関係表彰制度の普及・活用	・厚労大臣 安全優良職長顕彰　1件
２　法定技能講習等の講習内容の充実	・講習受講者アンケートの実施と講師への周知 ・ホームページに「講師専用ページ」設定（講習関係資料の提供等）
３　賛助会員サービスの向上	・安全衛生等教育用DVDの貸出(全作品数１０９、賛助会員限定)
４　業務サービスの向上化等	・講習会場の机・椅子の更新 ・ホームページの更改 ・大教室天井吊りサブモニター(６台)の設置 ・小教室プロジェクター・スクリーンの更新 ・講習用音響設備の更新 ・リモート講習の実施拡大 ・講習申込開始日の変更による申込集中の分散化 ・技能講習修了証即日交付の実施継続 ・C-Wingによる受講システムの改定
５　「個人情報保護法」の遵守等	・マイナンバーも含めた厳格な管理体制の整備 ・エンドポイントセキュリティサービス等の導入
６　支部との連携	・本部支部会議　4.8.25　5.3.1
７　地域産業保健活動への協力（支部）	・産業保健センターの実施する小規模事業場の健康相談等の実施場所の提供
８　事業拡大への取り組み	・賛助会員限定の労働保険事務組合事業等の実施 ・芸能従事者の労災保険特別加入の実施

令和4年度　技能講習・安全衛生教育等実施状況(令和5年3月末現在)

1　安衛法第14条による作業主任者講習

技能講習種別	申込者数	前年度同期	対前年比
プレス機械作業主任者	288	146	197%
足場の組立て等作業主任者	88	99	89%
乾燥設備作業主任者	245	165	148%
はい作業主任者	490	240	204%
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	2,827	1,723	164%
石綿作業主任者	2,241	389	576%
有機溶剤作業主任者	2,150	992	217%
鉛作業主任者	182	90	202%
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2,249	1,047	215%
合計	10,760	4,891	220%

2　安衛法第61条1項の就業制限業務講習

技能講習種別	申込者数	前年度同期	対前年比
フォークリフト運転	309	129	240%
高所作業車運転	34	13	262%
玉掛け	297	130	228%
ガス溶接	38	32	119%
合計	678	304	223%

3　安衛法第22条(石綿則第3条第4項)の登録講習

講習等種別	申込者数	前年度同期	対前年比
一般建築物石綿含有建材調査者講習	1,338	121	1106%
合計	1,338	121	1106%

4　安衛法第59条第3項の特別教育講習

講習等種別	申込者数	前年度同期	対前年比
ダイオキシン類ばく露防止特別教育	12	15	80%
足場の組立て等特別教育(6H)	44	27	163%
フルハーネス型安全帯特別教育(6H)	185	187	99%
フルハーネス型安全帯特別教育(6H)(支部)	126	73	173%
低圧電気特別教育(支部)	15	22	68%
動力プレス特別教育(支部)	30	11	273%
クレーン取扱業務特別教育(支部)	99	56	177%
研削といしの取替え等特別教育(支部)	43	60	72%
粉じん作業特別教育(支部)	18	35	51%
フォークリフト運転(支部)	98	25	392%
アーク溶接(支部)	65		−
合計	735	511	144%

5　法令通達等で定める安全衛生教育・研修

講習等種別	申込者数	前年度同期	対前年比
安全管理者選任時研修	315	184	171%
安全管理者選任時研修(支部)	4	6	67%
安全衛生推進者養成講習	307	188	163%
衛生推進者養成講習	180	145	124%
職長等安全衛生教育	378	145	261%
職長等安全衛生教育(支部)	94	26	362%
職長・安全衛生責任者教育	350	138	254%
職長・安全衛生責任者教育(支部)	23	8	288%
安全衛生責任者教育(2H)(支部)	4	1	400%
職長能力向上教育	58	26	223%
職長能力向上教育(支部)	7		−
職長・安全衛生責任者能力向上教育	61	32	191%
職長・安全衛生責任者能力向上教育(支部)	開催なし	26	−
安全管理者能力向上教育	15	12	125%
衛生管理者能力向上教育	29		
特定化学物質作業主任者能力向上教育	53	84	63%
有機溶剤作業主任者能力向上教育	30		
新入社員等安全衛生教育	24	31	77%
新入社員等安全衛生教育(支部)	279	230	121%
新入社員安全衛生教育【途中雇入れ】(支部)	5		
熱中症予防教育(支部)	19	17	112%
有機溶剤業務従事教育(支部)	18	6	300%
リスクアセスメント研修(支部)	50		
合計	2,303	1,305	176%

貸　借　対　照　表

（令和5年3月31日現在）

（公社）大阪労働基準連合会（法人全体）　　（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ資産の部			
1．流動資産			
現金預金	221,214,173	195,564,587	25,649,586
前払金	1,720,740	1,722,569	△ 1,829
立替金	304,414	222,614	81,800
仮払金	430	1,028	△ 598
流動資産合計	223,239,757	197,510,798	25,728,959
２．固定資産			
（１）特定資産			
退職給付引当資産	15,251,025	13,578,885	1,672,140
事業運営安定基金積立資産	45,564,854	45,561,370	3,484
建物修繕積立資産	20,410,620	20,410,423	197
事務所対策積立資産	1,772,917	1,772,882	35
事務所営繕積立資産	2,984,254	2,984,254	0
令和11年度空調機器買換積立資産	1,800,000	1,200,000	600,000
ＯＡシステム等整備費用積立資産	5,638,200	8,000,000	△ 2,361,800
全国大会事業積立資産	2,400,000	1,600,000	800,000
70周年記念事業積立資産	4,500,000	3,000,000	1,500,000
講習会場用什器更新資産（令和４年度）	0	4,700,000	△ 4,700,000
講習会場用什器更新資産（令和13年度）	1,400,000	700,000	700,000
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	45,000,000	0	45,000,000
特定資産合計	146,721,870	103,507,814	43,214,056
（２）その他固定資産			
什器備品	70,317,673	65,619,735	4,697,938
土地	11,992,200	11,992,200	0
建物	6,997,598	6,997,598	0
減価償却累計額	△ 61,226,475	△ 57,214,868	△ 4,011,607
電話加入権	10,000	10,000	0
事務所敷金	1,800,000	1,800,000	0
その他固定資産合計	29,890,996	29,204,665	686,331
固定資産合計	176,612,866	132,712,479	43,900,387
資　産　合　計	399,852,623	330,223,277	69,629,346

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅱ負債の部			
1．流動負債			
未払金	226,197	121,401	104,796
前受金	2,872,912	1,780,933	1,091,979
預り金	308,461	274,961	33,500
仮受金	51,416,088	49,842,301	1,573,787
流動負債合計	54,823,658	52,019,596	2,804,062
２．固定負債			
退職給付引当金	15,251,025	13,578,885	1,672,140
固定負債合計	15,251,025	13,578,885	1,672,140
負　債　合　計	70,074,683	65,598,481	4,476,202
Ⅲ正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
２．一般正味財産	329,777,940	264,624,796	65,153,144
（うち特定資産への充当額）	（　131,470,845）	（　89,928,929）	（　41,541,916）
正味財産合計	329,777,940	264,624,796	65,153,144
負債及び正味財産合計	399,852,623	330,223,277	69,629,346

貸 借 対 照 表 内 訳 表

（令和5年3月31日現在）

（公社）大阪労働基準連合会（法人全体）　　（単位：円）

科　　目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合　　計
Ⅰ資産の部				
1．流動資産				
現金預金	23,223,451	45,655,799	152,334,923	221,214,173
前払金	1,705,340	0	15,400	1,720,740
立替金	123,914	2,000	178,500	304,414
仮払金	430	0	0	430
流動資産合計	25,053,135	45,657,799	152,528,823	223,239,757
2．固定資産				
（1）特定資産				
退職給付引当資産	11,910,769	1,057,367	2,282,889	15,251,025
事業運営安定基金積立資産	0	0	45,564,854	45,564,854
建物修繕積立資産	16,737,494	1,224,375	2,448,751	20,410,620
事務所対策積立資産	0	0	1,772,917	1,772,917
事務所営繕積立資産	0	0	2,984,254	2,984,254
令和11年度空調機器買換積立資産	1,710,000	90,000	0	1,800,000
ＯＡシステム等整備費用積立資産	5,356,290	281,910	0	5,638,200
全国大会事業積立資産	0	2,400,000	0	2,400,000
70周年記念事業積立資産	0	0	4,500,000	4,500,000
講習会場用什器更新積立資産（令和13年度）	1,330,000	70,000	0	1,400,000
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	42,691,375	2,199,750	108,875	45,000,000
特定資産合計	79,735,928	7,323,402	59,662,540	146,721,870
（2）その他固定資産				
什器備品	65,899,677	3,916,401	501,595	70,317,673
土地	9,833,604	719,532	1,439,064	11,992,200
建物	5,738,031	419,856	839,711	6,997,598
減価償却累計額	△ 56,723,939	△ 3,496,838	△ 1,005,698	△ 61,226,475
電話加入権	9,158	632	210	10,000
事務所敷金	1,476,000	108,000	216,000	1,800,000
その他固定資産合計	26,232,531	1,667,583	1,990,882	29,890,996
固定資産合計	105,968,459	8,990,985	61,653,422	176,612,866
資　産　合　計	131,021,594	54,648,784	214,182,245	399,852,623

科　　目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合　　計
Ⅱ負債の部				
1．流動負債				
未払金	201,261	0	24,936	226,197
前受金	2,532,262	300,650	40,000	2,872,912
預り金	245,881	62,580	0	308,461
仮受金	51,416,088	0	0	51,416,088
流動負債合計	54,395,492	363,230	64,936	54,823,658
２．固定負債				
退職給付引当金	11,910,769	1,057,367	2,282,889	15,251,025
固定負債合計	11,910,769	1,057,367	2,282,889	15,251,025
負　債　合　計	66,306,261	1,420,597	2,347,825	70,074,683
Ⅲ正味財産の部				
1．指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	0
２．一般正味財産	64,715,333	53,228,187	211,834,420	329,777,940
（うち特定資産への充当額）	（ 67,825,159 ）	（ 6,266,035 ）	（ 57,379,651 ）	（ 131,470,845 ）
正味財産合計	64,715,333	53,228,187	211,834,420	329,777,940
負債及び正味財産合計	131,021,594	54,648,784	214,182,245	399,852,623

正 味 財 産 増 減 計 算 書

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（公社）大阪労働基準連合会（法人全体）　　（単位：円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　　減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1)経常収益			
特定資産運用益	[3,716]	[4,176]	[△ 460]
特定資産受取利息	3,716	4,176	△ 460
受取会費	[5,020,600]	[5,100,600]	[△ 80,000]
支部受取会費	0	0	0
正会員受取会費	1,200,600	1,200,600	0
賛助会員受取会費	3,820,000	3,900,000	△ 80,000
支部会員受取会費	[34,984,300]	[35,788,760]	[△ 804,460]
事業収益	[327,887,163]	[269,865,064]	[58,022,099]
各種講習会収益	266,679,215	215,456,804	51,222,411
各種資料作成配布収益	4,239,667	4,331,361	△ 91,694
物品販売等収益	53,236,077	48,432,533	4,803,544
労働保険事務組合収益	3,732,204	1,644,366	2,087,838
本部交付金収益	[0]	[0]	[0]
雑収益	[2,087,027]	[4,451,322]	[△ 2,364,295]
受取利息	846	1,316	△ 470
雑収益	2,086,181	4,450,006	△ 2,363,825
経常収益計	369,982,806	315,209,922	54,772,884
(2)経常費用			
事業費	[291,265,979]	[260,115,998]	[31,149,981]
給料手当	90,596,412	86,784,530	3,811,882
退職給付費用	2,518,954	2,231,978	286,976
福利厚生費	12,970,313	12,094,294	876,019
会議費	12,360	0	12,360
旅費交通費	133,017	110,591	22,426
通信運搬費	6,348,797	5,111,943	1,236,854
減価償却費	3,859,164	3,679,562	179,602
消耗什器備品費	6,431,537	2,027,361	4,404,176
消耗品費	4,697,435	5,217,387	△ 519,952
修繕費	282,893	317,570	△ 34,677
印刷製本費	10,390,843	9,211,024	1,179,819
販売用物品購入費	36,991,755	30,678,060	6,313,695
光熱水料費	799,575	714,183	85,392
賃借料	37,256,033	36,327,715	928,318
保険料	376,675	206,583	170,092
諸謝金	44,898,453	46,169,069	△ 1,270,616
租税公課	19,928,976	6,301,152	13,627,824
支払負担金	2,040,518	508,674	1,531,844
支部交付金	0	0	0
委託費	8,502,998	10,711,786	△ 2,208,788
雑費	2,229,271	1,712,536	516,735

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　　減
管理費	[11,973,081]	[11,629,422]	[343,659]
給料手当	4,299,395	4,836,462	△ 537,067
退職給付費用	113,184	121,999	△ 8,815
福利厚生費	608,349	683,038	△ 74,689
会議費	1,011,255	537,271	473,984
旅費交通費	241,810	105,279	136,531
通信運搬費	543,267	614,228	△ 70,961
減価償却費	152,443	146,591	5,852
消耗什器備品費	41,546	9,605	31,941
消耗品費	509,253	493,306	15,947
修繕費	9,777	0	9,777
印刷製本費	46,754	15,484	31,270
光熱水料費	89,216	78,374	10,842
賃借料	798,267	800,979	△ 2,712
保険料	376,065	291,687	84,378
諸会費	874,375	840,675	33,700
諸謝金	1,430,000	1,430,000	0
租税公課	17,694	11,248	6,446
委託費	318,709	298,330	20,379
雑費	491,722	314,866	176,856
経常費用計	303,239,060	271,745,420	31,493,640
当期経常増減額	66,743,746	43,464,502	23,279,244
2 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
過年度修正益	[20,000]	[0]	[20,000]
支部会員受取会費修正益	20,000	0	20,000
経常外収益計	20,000	0	20,000
(2)経常外費用			
固定資産除却損	[2]	[0]	[2]
什器備品除却損	2	0	2
過年度修正損	[20,000]	[0]	[20,000]
支部会員受取会費修正損	20,000	0	20,000
経常外費用計	20,002	0	20,002
当期経常外増減額	△ 2	0	△ 2
税引前当期一般正味財産増減額	66,743,744	43,464,502	23,279,242
法人税、住民税及び事業税	[1,590,600]	[907,000]	[683,600]
当期一般正味財産増減額	65,153,144	42,557,502	22,595,642
一般正味財産期首残高	264,624,796	222,067,294	42,557,502
一般正味財産期末残高	329,777,940	264,624,796	65,153,144
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	329,777,940	264,624,796	65,153,144

正味財産増減計算書内訳表

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（公社）大阪労働基準連合会（法人全体）　　（単位：円）

科　目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	収 1	他 1	小計			
Ⅰ一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1)経常収益							
特定資産運用益	〔 197 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 3,519 〕		〔 3,716 〕
特定資産受取利息	197	0	0	0	3,519		3,716
受取会費	〔 1,004,120 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 4,799,880 〕	〔 △ 783,400 〕	〔 5,020,600 〕
支部受取会費	0	0	0	0	783,400	△ 783,400	0
正会員受取会費	240,120	0	0	0	960,480		1,200,600
賛助会員受取会費	764,000	0	0	0	3,056,000		3,820,000
支部会員受取会費	〔 6,996,860 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 27,987,440 〕		〔 34,984,300 〕
事業収益	〔 266,072,320 〕	〔 58,257,751 〕	〔 4,306,320 〕	〔 62,564,071 〕	〔 0 〕	〔 △ 749,228 〕	〔 327,887,163 〕
各種講習会収益	262,372,895	0	4,306,320	4,306,320	0		266,679,215
各種資料作成配布収益	3,699,425	1,211,470	0	1,211,470	0	△ 671,228	4,239,667
物品販売等収益	0	53,314,077	0	53,314,077	0	△ 78,000	53,236,077
労働保険事務組合収益	0	3,732,204	0	3,732,204	0		3,732,204
本部交付金収益	〔 3,038,749 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 △ 3,038,749 〕	〔 0 〕
雑収益	〔 1,569,577 〕	〔 71,940 〕	〔 169,300 〕	〔 241,240 〕	〔 384,790 〕	〔 △ 108,580 〕	〔 2,087,027 〕
受取利息	56	0	0	0	790		846
雑収益	1,569,521	71,940	169,300	241,240	384,000	△ 108,580	2,086,181
経常収益計	278,681,823	58,329,691	4,475,620	62,805,311	33,175,629	△ 4,679,957	369,982,806
(2)経常費用							
事業費	〔 245,769,244 〕	〔 45,576,013 〕	〔 3,817,279 〕	〔 49,393,292 〕		〔 △ 3,896,557 〕	〔 291,265,979 〕
給料手当	85,897,428	4,253,247	445,737	4,698,984			90,596,412
退職給付費用	2,391,332	116,257	11,365	127,622			2,518,954
福利厚生費	12,332,640	574,142	63,531	637,673			12,970,313
会議費	12,360	0	0	0			12,360
旅費交通費	127,626	4,977	414	5,391			133,017
通信運搬費	5,540,844	787,494	20,459	807,953			6,348,797
減価償却費	3,649,320	129,088	80,756	209,844			3,859,164
消耗什器備品費	6,129,248	73,813	228,476	302,289			6,431,537
消耗品費	4,528,851	112,840	55,744	168,584			4,697,435
修繕費	278,005	4,888	0	4,888			282,893
印刷製本費	10,317,141	57,876	15,826	73,702			10,390,843
販売用物品購入費	671,228	37,069,755	0	37,069,755		△ 749,228	36,991,755
光熱水料費	748,855	49,742	978	50,720			799,575
賃借料	35,773,109	1,269,093	213,831	1,482,924			37,256,033
保険料	372,657	4,018	0	4,018			376,675
諸謝金	42,384,298	0	2,514,155	2,514,155			44,898,453
租税公課	19,031,069	779,201	118,706	897,907			19,928,976
支払負担金	2,040,518	0	0	0			2,040,518
支部交付金	3,038,749	0	0	0		△ 3,038,749	0
委託費	8,277,554	214,771	10,673	225,444			8,502,998
雑費	2,226,412	74,811	36,628	111,439		△ 108,580	2,229,271

科　　目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	収 1	他 1	小計			
管理費	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 12,756,481 〕	〔 △ 783,400 〕	〔 11,973,081 〕
給料手当					4,299,395		4,299,395
退職給付費用					113,184		113,184
福利厚生費					608,349		608,349
会議費					1,011,255		1,011,255
旅費交通費					241,810		241,810
通信運搬費					543,267		543,267
減価償却費					152,443		152,443
消耗什器備品費					41,546		41,546
消耗品費					509,253		509,253
修繕費					9,777		9,777
印刷製本費					46,754		46,754
光熱水料費					89,216		89,216
賃借料					798,267		798,267
保険料					376,065		376,065
諸会費					1,657,775	△ 783,400	874,375
諸謝金					1,430,000		1,430,000
租税公課					17,694		17,694
委託費					318,709		318,709
雑費					491,722		491,722
経常費用計	245,769,244	45,576,013	3,817,279	49,393,292	12,756,481	△ 4,679,957	303,239,060
当期経常増減額	32,912,579	12,753,678	658,341	13,412,019	20,419,148		66,743,746
2 経常外増減の部							
(1)経常外収益							
過年度修正益	〔 20,000 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕		〔 20,000 〕
支部会員受取会費修正益	20,000	0	0	0	0		20,000
経常外収益計	20,000	0	0	0	0		20,000
(2)経常外費用							
固定資産除却損	〔 2 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 〕	〔 0 〕		〔 2 〕
什器備品除却損	2	0	0		0		2
過年度修正損	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 〕	〔 20,000 〕		〔 20,000 〕
支部会員受取会費修正損	0	0	0		20,000		20,000
経常外費用計	2	0	0	0	20,000		20,002
当期経常外増減額	19,998	0	0	0	△ 20,000		△ 2
他会計振替額	〔 5,692,631 〕	〔 △ 5,441,695 〕	〔 △ 250,936 〕	〔 △ 5,692,631 〕	〔 0 〕		〔 — 〕
税引前当期一般正味財産増減額	38,625,208	7,311,983	407,405	7,719,388	20,399,148		66,743,744
法人税、住民税及び事業税	〔 0 〕	〔 1,590,600 〕	〔 0 〕	〔 1,590,600 〕	〔 0 〕		〔 1,590,600 〕
当期一般正味財産増減額	38,625,208	5,721,383	407,405	6,128,788	20,399,148		65,153,144
一般正味財産期首残高	26,090,125	—	—	47,099,399	191,435,272		264,624,796
一般正味財産期末残高	64,715,333	—	—	53,228,187	211,834,420		329,777,940
Ⅱ指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0	—	—	0	0		0
指定正味財産期首残高	0	—	—	0	0		0
指定正味財産期末残高	0	—	—	0	0		0
Ⅲ正味財産期末残高	64,715,333	—	—	53,228,187	211,834,420		329,777,940

財　　産　　目　　録

（令和5年3月31日現在）

（公社）大阪労働基準連合会（法人全体）　　（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
（流動資産）	現　金	手許保管	運転資金として	252,610
	預　金	本部普通預金		
		三菱UFJ銀行谷町支店	運転資金として	28,058,768
		三井住友銀行京阪京橋支店……4	運転資金として	14,360,893
		三菱UFJ銀行大阪京橋支店	運転資金として	6,464,140
		三井住友銀行京阪京橋支店……1	運転資金として	90,000,000
		三井住友銀行京阪京橋支店……5	運転資金として	49,190,158
		関西みらい銀行	運転資金として	9,560
		大阪中央支部普通預金		
		ゆうちょ銀行（振替）	運転資金として	390,872
		りそな銀行大手支店	運転資金として	416,058
		関西みらい銀行堺筋営業部	運転資金として	393,401
		大阪シティ信用金庫森ノ宮支店	運転資金として	825,703
		三井住友銀行鶴橋支店	運転資金として	172,950
		関西みらい銀行心斎橋営業部	運転資金として	48,640
		三菱UFJ銀行玉造支店	運転資金として	369,401
		三菱UFJ銀行今里北支店	運転資金として	56,367
		みずほ銀行船場支店	運転資金として	52,734
		ゆうちょ銀行（普通）	運転資金として	256,916
		りそな銀行玉造支店	運転資金として	562
		天満支部普通預金		
		三菱UFJ銀行天六支店……2	運転資金として	670,215
		三菱UFJ銀行天六支店……1	運転資金として	1,929,921
		三菱UFJ銀行天六支店……0	運転資金として	822,281
		三菱UFJ銀行天六支店……3	運転資金として	201,438
		三菱UFJ銀行天六支店……6	運転資金として	524,658
		三菱UFJ銀行天六支店……9	運転資金として	502,326
		ゆうちょ銀行（振替）	運転資金として	5,297
		北大阪支部普通預金		
		ゆうちょ銀行（振替）	運転資金として	268,000
		ゆうちょ銀行（普通）	運転資金として	155
		三井住友銀行守口支店	運転資金として	4,638,146
		三井住友銀行枚方支店……3	運転資金として	492,121
		三井住友銀行枚方支店……2	運転資金として	5,367,728
		三菱UFJ銀行守口支店	運転資金として	1,145,465
		枚方信用金庫本店営業部	運転資金として	1,164,789
		りそな銀行枚方支店	運転資金として	60,082

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
		茨木支部普通預金		
		三菱UFJ銀行茨木西支店	運転資金として	189,046
		りそな銀行茨木西支店……7	運転資金として	358,587
		北おおさか信用金庫本店営業部	運転資金として	95,366
		ゆうちょ銀行（振替）	運転資金として	3,735,763
		りそな銀行茨木西支店……3	運転資金として	604,725
		羽曳野支部普通預金		
		りそな銀行羽曳野支店	運転資金として	6,213,271
		りそな銀行羽曳野支店	運転資金として	905,060
	前払金	本部	令和5年度会場使用料	1,576,760
		大阪中央支部	令和5年度会場使用料	28,680
		北大阪支部	令和5年度講習雑費	400
		茨木支部	令和5年度会場使用料	114,900
	立替金	本部	会場使用料等	294,500
		大阪中央支部	会場使用料等	9,914
	仮払金	羽曳野支部	技能講習費用	430
流 動 資 産 合 計				223,239,757
（固定資産）				
特定資産	退職給付引当資産	三菱UFJ銀行谷町支店	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	11,688,025
		三菱UFJ銀行天六支店	〃	550,000
		ゆうちょ銀行	〃	1,000,000
		りそな銀行羽曳野支店	〃	2,013,000
	事業運営安定基金積立資産	りそな銀行大阪営業部（定期預金）	安定的に事業運営をするための資産	10,009,410
		三菱UFJ銀行谷町支店（定期預金）	〃	10,001,402
		関西みらい銀行堺筋営業部（定期預金）	〃	10,009,410
		大和ネクスト銀行（定期預金）	〃	10,043,600
		ゆうちょ銀行（定額預金）	〃	5,501,032
	建物修繕積立資産	枚方信用金庫本店営業部（定期預金）	建物修繕費用の財源として管理している	10,000,000
		京都信用金庫枚方支店（定期預金）	〃	1,013,163
		三菱UFJ銀行守口支店（定期預金）	〃	4,039,254
		三菱UFJ銀行枚方支店（定期預金）	〃	1,010,432
		関西みらい銀行枚方中央支店（定期預金）	〃	3,034,106
		みずほ銀行枚方支店（定期預金）	〃	1,313,665
	事務所対策積立資産	北おおさか信用金庫本店営業部（定期預金）	事務所の移転等に備えるための資産	1,772,917
	事務所営繕積立資産	りそな銀行羽曳野支店（普通預金）	事務所内の設備の修繕、改修等に備えるための資産	2,984,254
	令和11年度空調機器買換積立資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店（普通預金）	資産取得資金であり、講習会場に設置している空調機器の更新に備えての資産	1,800,000
	OAシステム等整備費用積立資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店（普通預金）	資産取得資金であり、講習受付システム等の更新のための積立資産	5,638,200
	全国大会事業資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店（普通預金）	特定費用準備資金であり、全国産業安全衛生大会（大阪大会）の運営準備のための積立資産	2,400,000
	70周年記念事業積立資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店（普通預金）	特定費用準備資金であり、創立70周年記念事業の運営資金に充当するための積立資産	4,500,000
	講習会場用什器更新資産（令和13年度）	三菱UFJ銀行大阪京橋支店（普通預金）	特定費用準備資金であり、講習会場等に配備する机・椅子等の更新に備えての積立資産	1,400,000
	事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店（普通預金）	特定費用準備資金であり、事務所及び講習会場の拡張移転に備えての積立資産	45,000,000

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金　額
その他固定資産	什器備品	大基連講習会場　設備・備品 （エル・おおさか南館11階）	共有財産であり、公益目的事業の用に95%、収益事業等に5%を使用	9,838,235
		本部事務所内　什器備品 （エル・おおさか南館4階）	共有財産であり、公益目的事業の用に91.6%、収益事業等・管理目的に8.4%を使用	3,413,006
		大阪中央支部事務所内　什器備品 （大阪市中央区常盤町）	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	197,169
		北大阪支部事務所内　什器備品 （枚方市東田宮）	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	121,450
		羽曳野支部事務所内　什器備品 （羽曳野市誉田）	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	129,666
		ﾏｰｸｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ、蘇生法教育人体モデル （エル・おおさか南館11階）	公益目的保有財産	639,864
		フォークリフト障害物 （羽曳野支部保管）	公益目的保有財産	2
	土地	枚方市東田宮1-6-4（北大阪支部） 82.50㎡	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	11,992,200
	建物	枚方市東田宮１－６－４（北大阪支部） 173.72㎡　軽量鉄骨3階建	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	1,749,403
		羽曳野市誉田３－１５－１７（羽曳野支部） ６０㎡　金属造1階建	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	1
	電話加入権	5回線（エル・おおさか南館4階）	共有財産であり、公益目的事業の用に91.6%、収益事業等・管理目的に8.4%を使用	10,000
	事務所敷金	大阪中央支部（関西労働衛生ビル7階）	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	1,000,000
		天満支部（飯野ビル2階）	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	800,000
固 定 資 産 合 計				176,612,866
資 産 合 計				399,852,623
（流動負債）	未払金	本部	クレジットカード未精算分	226,197
	前受金	本部	令和5年度賛助会員会費	20,000
		大阪中央支部	令和5年度実施講習会受講料等	670,000
		天満支部	令和5年度実施講習会受講料等	40,000
		北大阪支部	令和5年度実施講習会受講料等	400,000
		茨木支部	令和5年度実施講習会受講料等	852,572
		羽曳野支部	令和5年度実施講習会受講料等	890,340
	預り金	本部	社会保険料等預り	145,556
		大阪中央支部	社会保険料等預り	48,427
		天満支部	社会保険料等預り	47,818
		北大阪支部	社会保険料等預り	16,010
		茨木支部	社会保険料等預り	31,318
		羽曳野支部	社会保険料等預り	19,332
	仮受金	本部	令和5年度実施講習会受講料等	51,415,088
		大阪中央支部	令和5年度実施講習会費用等	1,000
流 動 負 債 合 計				54,823,658
（固定負債）	退職給付引当金	職員分	職員に対する退職金の支払いに備えるため	15,251,025
固 定 負 債 合 計				15,251,025
負 債 合 計				70,074,683
正 味 財 産				329,777,940

財務諸表に対する注記

1．継続組織の前提に関する注記

該当なし

2．重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

建物、器具備品：定額法による減価償却を実施している。

（2）引当金の計上基準

退職給付引当金：期末退職金の要支給額に相当する金額を計上している。

（3）消費税等の会計処理

消費税は税込処理によっている。

3．特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。　（単位：円）

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
職員退職金積立資産	13,578,885	1,672,140	0	15,251,025
事業運営安定基金積立資産	45,561,370	3,484	0	45,564,854
建物修繕積立資産	20,410,423	197	0	20,410,620
事務所対策積立資産	1,772,882	35	0	1,772,917
事務所営繕積立資産	2,984,254	0	0	2,984,254
令和11年度空調機器買換積立資産	1,200,000	600,000	0	1,800,000
ＯＡシステム等整備費用積立資産	8,000,000	1,200,000	3,561,800	5,638,200
全国大会事業積立資産	1,600,000	800,000	0	2,400,000
70周年記念事業積立資産	3,000,000	1,500,000	0	4,500,000
講習会場用什器更新資産（令和４年度）	4,700,000	0	4,700,000	0
講習会場用什器更新資産（令和13年度）	700,000	700,000	0	1,400,000
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	0	45,000,000	0	45,000,000
合　　計	103,507,814	51,475,856	8,261,800	146,721,870

4．特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。　（単位：円）

科　　目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
職員退職金積立資産	15,251,025	—	0	15,251,025
事業運営安定基金積立資産	45,564,854	—	45,564,854	—
建物修繕積立資産	20,410,620	—	20,410,620	—
事務所対策積立資産	1,772,917	—	1,772,917	—
事務所営繕積立資産	2,984,254	—	2,984,254	—
令和11年度空調機器買換積立資産	1,800,000	—	1,800,000	—
ＯＡシステム等整備費用積立資産	5,638,200	—	5,638,200	—
全国大会事業積立資産	2,400,000	—	2,400,000	—
70周年記念事業積立資産	4,500,000	—	4,500,000	—
講習会場用什器更新資産（令和４年度）	0	—	0	—
講習会場用什器更新資産（令和13年度）	1,400,000	—	1,400,000	—
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	45,000,000	—	45,000,000	—
合　　計	146,721,870	—	131,470,845	15,251,025

5．担保に供している資産

該当なし

6．保証債務

該当なし

7．引当金の明細

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金	13,578,885	1,672,140	0	0	15,251,025

附 属 明 細 書

１.特定資産の明細

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	退職給付引当資産	13,578,885	1,672,140	0	15,251,025
	事業運営安定基金積立資産	45,561,370	3,484	0	45,564,854
	建物修繕積立資産	20,410,423	197	0	20,410,620
	事務所対策積立資産	1,772,882	35	0	1,772,917
	事務所営繕積立資産	2,984,254	0	0	2,984,254
	令和11年度空調機器買換積立資産	1,200,000	600,000	0	1,800,000
	ＯＡシステム等整備費用積立資産	8,000,000	1,200,000	3,561,800	5,638,200
	全国大会事業積立資産	1,600,000	800,000	0	2,400,000
	70周年記念事業積立資産	3,000,000	1,500,000	0	4,500,000
	講習会場用什器更新資産（令和４年度）	4,700,000	0	4,700,000	0
	講習会場用什器更新資産（令和13年度）	700,000	700,000	0	1,400,000
	事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	0	45,000,000	0	45,000,000
	特定資産計	103,507,814	51,475,856	8,261,800	146,721,870

２.引当金の明細

（単位：円）

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	13,578,885	1,672,140	0	0	15,251,025

令和５年度事業計画

Ⅰ　基本方針

１　大阪府下では、賃金不払・解雇・過重労働問題など労働関係法令違反が認められる事案が数多く発生するとともに、労働災害や過重労働による脳・心臓疾患事案、精神障害等事案に係る労災請求事案が高水準で推移する中で、労働分野における企業のコンプライアンスの確保が喫緊の課題となっている。

２　こうした情勢下で、大阪労働局の指導の下、第１４次労働災害防止計画（２０２３年度から５年間実施予定）を踏まえた大阪労働局の『大阪発・新４Ｓ運動』に基づき、労働安全衛生管理水準の維持・向上等を図るために、法定技能講習や安全・労働衛生関連の講習会を積極的に開催するとともに、労働条件の確保・改善のための労働基準関連法令の講習会等を計画的・効果的に実施する。

３　また、地区労働基準協会の会員数や事業収入が減少し、その運営が厳しくなり、行政を支援する組織の弱体化が懸念される中にあって、「サービスの水準を維持しつつ、財政問題に対応するためにも協会を連合会の組織の一部とする」取り組み（以下「支部化」と呼ぶ）を引き続き進めるとともに、現在の５支部及び連合会本部が密接に連携して、会員の拡大、統一的なサービスの提供、危機管理体制の確立、人事管理の統一化、財政基盤の強化、公益性の向上、一体的な業務運営等を図ることとする。

４　さらに、化学物質規制の仕組みが個別具体的な規制から自律的な管理を基軸とする規制へと大きく転換され、令和６年４月１日から化学物質管理者の選任義務化等の大きな改正が予定されていることを踏まえ、大阪労働局の指導の下、化学物質管理者等の法定教育を計画的・効果的に実施する。

５　一部の講習にあっては、申込者が多く希望通りに受講できない状況にあるため、「一部登録講習の土日開催」等により事業拡大を図ってきたが、新たに「化学物質管理者講習」も計画することから、受講希望に応えるため講習会場の拡大を図ることとする。

６　新型コロナウイルス禍からの脱却に向け、感染防止対策に留意しながらも正常な社会経済活動が求められる状況にあり、「労働保険事務組合事業」や「労働保険の芸能従事者の特別加入事業」を含めたすべての事業において、連合会支部・地区協会や関係団体と密接な連携・協力の下に迅速・的確な対応を図ると共に、より質の高いサービスの提供と厳正な経理処理を行なうこととする。

Ⅱ　主な事業内容

第１　労働者の安全と健康を確保するための事業

１　労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）第１４条による作業主任者技能講習の登録教習機関としての法定資格付与講習の実施（別添「労働安全衛生法に基づく講習日程表」）

有機溶剤作業主任者技能講習等の各種登録講習を充実し実施する。また、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等」の施行により、令和６年１月１日から追加される予定である「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を実施する。

２　安衛法第６１条第１項による就業制限業務に係る技能講習の登録教習機関としての法定資格付与講習の実施（別添「労働安全衛生法に基づく講習日程表」）

フォークリフト運転技能講習、玉掛け技能講習等の各種就業者に求められる技能講習を充実し実施する。

３　安衛法第５９条第３項による特別教育の実施

（別添「労働安全衛生法に基づく講習日程表」）

ダイオキシン類ばく露防止の特別教育等を充実し実施する。

４　一般建築物石綿含有建材調査者講習の実施

石綿障害防止規則等の改正により、令和５年１０月１日以降に建築物等の解体や改修の作業を行う際に行う石綿等の有無についての事前調査は、安衛法第２２条（石綿則第３条第４項）の登録講習を修了した「建築物石綿含有建材調査者」が行うよう義務付けられることから、大阪労働局からの要請を踏まえ、同講習を土日開催も含め実施する。

５　法令・通達等で定める安全衛生教育研修の実施

（別添「労働安全衛生法に基づく講習日程表」）

安全衛生推進者・衛生推進者養成講習の外、安全管理者選任時研修等を充実し実施する。

また、これまで職長等に対する安全衛生教育の対象外であった「食料品製造業」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が法令改正して追加され、令和５年４月１日から施行されることから、当該業種への受講勧奨を強化する。

さらに、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等」の施行により、令和６年４月１日から「保護具着用管理責任者」、「化学物質管理者」の選任が義務化されることから、これらの教育を実施する。

６　安衛法第１９条の２による「能力向上教育」の実施

（別添「労働安全衛生法に基づく講習日程表」）

特定化学物質障害予防規則等が改正され「溶接ヒューム」が特定化学物質に追加されたことや、大阪の印刷業における胆管がん事案等を踏まえ、引き続き、特定化学物質等作業主任者及び有機溶剤作業主任者の能力向上教育講習会を実施する。

さらに、労働災害の防止のためには、安全管理者及び衛生管理者が要であり、事業場からの要望も多いことから、安全管理者能力向上教育及び衛生管理者能力向上教育を、グループ討議を含め実施する。

７　通達による能力向上教育に準じた教育の実施（別添「労働安全衛生法に基づく講習日程表」）

建設業については、平成２９年２月に示された「建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」に基づき、職長等業務に従事後概ね５年経過した者に対して、継続して実施する。

また、製造業については、令和２年３月３１日付け基発０３３１第７号に基づく「能力向上

教育に準じた教育」の内容を引き続き実施する。

８　労働災害防止の気運の醸成を図るための安全大会、労働衛生大会の開催等の広報啓発の実施

（１）全国安全週間大阪大会運営会議の事務局団体として、「令和５年度『大阪発・新４Ｓ運動』大会」(仮称)を実施する。また、支部事業として、全国安全週間の準備期間（６月）に全国安全週間実施要綱説明会を開催する。

（２）全国労働衛生週間大阪大会運営会議の事務局団体として、令和５年度「大阪職場の健康づくりフォーラム」全国労働衛生週間大阪大会を実施する。また、支部事業として、全国労働衛生週間の準備期間（９月）に全国労働衛生週間実施要綱説明会等を開催する。

（３）第８２回全国産業安全衛生大会が、本年９月２７日から同月２９日まで、名古屋市で開催される予定であることから、参加勧奨や広報活動に取り組む。

９　中央労働災害防止協会との協力開催研修の実施

（１）経営者が知っておくべき機械安全の基礎研修

（２）事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修

１０　中央労働災害防止協会との共催研修の実施

中央労働災害防止協会と共催して、災害多発事業等を対象とした「経営者安全衛生セミナー」を実施する。

１１　中央労働災害防止協会の委託事業の実施

（１）　中小規模事業場安全衛生相談事業を実施し、中小規模事業場の安全衛生に係る専門的知識やノウハウを有する大阪労働局職員ＯＢによる助言、情報提供を通じて中小規模事業場の安全水準の向上を図る。

（２）　中小企業が自主的安全衛生活動を進めていく目標となる「中小企業無災害記録証授与制度」について、広報・周知を行うとともに、申請者へのサポート及び進達業務を行う。

１２　未熟練労働者（新入社員等）安全衛生教育の実施

（１）大阪労働局から、製造業において、経験年数の短い未熟練労働者（パート・アルバイト等を含む）の労働災害が増加し、未熟練労働者を対象とした安全衛生教育の実施について要請があり、『大阪発・新４Ｓ運動』に於いて、「安全Ｓｔｕｄｙ活動」が強調されていることから引き続き実施する。

（２）支部においても、独自に、新入社員等安全衛生教育及び途中入社の新社員のための「雇入時安全衛生教育」を実施する。

１３　労務管理講習の実施

「中級編」（労働安全衛生法編）では、管理監督者を対象として、労働災害防止のための管理能力の向上を図るため、最新の労働安全衛生関係法令や労働災害の現況と死亡災害事例等を踏まえた講習会を実施する。

１４　フルハーネス型安全帯特別教育の実施

フルハーネス型安全帯使用に係る実技付き特別教育（６時間）を引き続き実施する。

１５　職場の発達障害セミナーの実施

大人の発達障害への対応ついてセミナー開催の要望が強く、医学的な情報や労務管理上の

留意点等について説明する共に、グループ討議も実施して理解を深める。

１６　出張特別試験に係る受験申請書受付及び試験の実施

衛生管理者免許試験等の受験者のため、「出張特別試験」を「近畿安全衛生技術センター」等と連携して、大阪市内で実施する。

１７　安全部会・衛生部会の開催

安全衛生合同会議において、労働災害防止対策に係る調査、研究、情報交換、資料作成、安全・衛生教育等を実施し、事業場における安全衛生実務体制の充実・整備及び自主的安全管理活動の推進に取り組む。

１８　「大阪衛生管理者連絡協議会」活動への支援

「事業場における労働衛生管理体制の中核的存在である衛生管理者が相互に研鑽するとともに、セミナーや情報交換を通じて知識の向上や連携を深め、もって、事業場の衛生管理水準の向上を図る」ことを目的として諸活動を展開している「大阪衛生管理者連絡協議会」を積極的に支援援助する。

１９　支部安全部会・衛生部会の開催

支部安全部会・衛生部会等において、労働災害防止対策、労働衛生対策についての調査、研究、情報交換、資料作成、安全・衛生教育等を実施し、事業場における安全衛生実務体制の充実・整備及び自主的安全管理活動の推進に取り組む。

２０　災害防止協議会等の開催（北大阪・茨木支部）

危険性又は有害性等の調査及びこれに基づく措置、会員事業場の相互安全衛生パトロール、優良事業場見学会等を実施して事業場の安全管理体制確立等の助言指導を図る。

第２　労働条件の確保・改善のための事業

１　外国人技能実習制度関係者養成講習の実施

全基連の認定事業として、外国人労働者を受け入れる管理団体や受入団体等の担当者の養成講習を全基連と連携して実施する。

２　「臨検監督対応セミナー」の実施

厚生労働省の「過重労働等撲滅チーム（かとく）」による送検や労働基準監督官による事業場の監督指導の徹底が進められていることから、臨検監督への適正な対応を含め、労働条件の向上を目的とした講習を検討する。

３　ハラスメント防止セミナーの開催

パワハラ防止関連法が成立し、中小企業を含めたすべての事業場において令和４年４月１日から義務化されたことから、同法令の周知啓発及びハラスメント防止を目的とした講習会を実施する。

４　「ビジネスマナー研修」の実施

パワハラ防止指針において、カスタマーハラスメントによる被害を最小限に抑える教育等の取組が示されたことから、未熟練労働者（新入社員等）安全衛生教育（前記第１－１２）と連携して、新入・若手社員に対する「ビジネスマナー研修」を実施し、接遇等社会人とし

ての基本的マナーと併せて教育する。

５　労務管理講習の実施

（１）「初級編」は、新任の労務人事担当者等を対象として実施し、令和４年度「大阪労働局労働基準行政運営方針」についても解説する。

（２）「中級編」（労働基準法編）は、管理監督者を対象とし、最新の労働関係法や労働問題の現状を踏まえ、適正な労務管理能力の向上を図る。

（３）「上級編」は、組織トップや労務人事担当者等を対象に、「知らなきゃトラブル□労働関係法の要点」（全基連発行）を使用し、元労働基準監督官を講師として実施する。

第３　適切な労働保険加入手続きの支援及び労災補償支援の事業

１　労働保険事務組合事業の実施

大阪労働局の行政運営方針の労働保険未手続事業場解消の支援及び中小零細企業の労働保険手続業務支援等の見地から、大阪労働局の認可を得て実施している労働保険事務組合事業の委託事業場拡大と適正処理に努める。

２　芸能従事者の労災保険特別加入制度の実施

労働者災害補償保険法にかかる省令により、令和３年４月１日から特別加入制度の対象として新たに加えられた「芸能従事者」について、労働災害防止と被災者の救済等の見地から、大阪労働基準連合会安全部会「芸能従事者委員会」の会員の拡大と適正処理に努める。

３　労災保険講習会の実施

被災労働者について、労災保険による円滑・迅速・適正な補償が行われることが企業にとっても重要であることから、労災補償制度の理解促進のため、「労災保険実務セミナー」（全３回）を実施する。

第４　周知・広報のための事業

１　広報誌「基準月刊」の製作発行

（１）毎月、大阪労働局労働基準部各課等と当連合会による編集会議を開催し、大阪労働局の行政方針・労働災害の動向・災害事例・法令の解釈・改正労働関係法令の周知・労働問題相談・講習会等の開催案内等の情報を幅広く掲載するほか、労働災害防止にかかる各種の情報、当連合会や各団体の講習会等の開催案内などを必要に応じて掲載する。

（２）「支部だより」を随時掲載する。

２　支部機関紙の製作発行（４支部）

支部事業として、各労働基準監督署の方針、労働災害の動向、災害事例、法令の解釈等の情報を幅広く掲載する。

３　労働災害防止ポスターの製作

労働災害防止の重点事項や対策を呼びかける普及啓発のためのポスター（『大阪発・新４Ｓ運動』ポスター）を大阪労働局と協議の上作成する。

４　大阪労働局が実施する「過重労働解消キャンペーン」に積極的に参加し、広報・啓発活動を

積極的に展開する。

５　ホームページの整備を行い、登録講習等及び行政の情報等を的確に発信する。

第５　その他

１　事業場の安全衛生に対する意識高揚と管理水準の向上のため、厚生労働省の「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」及び中央労働災害防止協会の「緑十字賞」の推薦業務を行う。

２　第一・二種衛生管理者免許試験準備講習会の開催

第一・二種衛生管理者免許取得のための試験準備講習会を開催する。

３　法令で定める動力プレス機械特定自主検査済標章や特定自主検査チェックリストを販売する。

４　法定資格付与講習等の修了証を紛失した際の再交付事務、修了証の統合の事務を厳正に行い、これに伴う手数料の徴収を行う。

５　賛助会員に対するサービスとして、安全衛生等教育用 DVD の貸出（全作品数１０９、賛助会員限定）等を行う。

６　法定技能講習等については、講習環境の整備を図るとともに、適切な教材の採用、講師の教育技法向上を図るための中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センターが実施する「技能講習等講師教育技法向上研修」に参加させる。

７　一部の法定技能講習等については、講習会場の確保が十分に行えず受講希望者が希望通りに受講できない状況にあることから、講習会場を増設し講習回数を増やす取り組みを行う。

８　職員の教育・研修を充実するとともに、事務用機器類の整備及び事務処理体制の充実を図り、業務処理の迅速化、効率化の推進を図る。

９　マイナンバーの厳正な管理、「個人情報保護法」の遵守及び情報公開の徹底に十分配慮しながら、適正な事業運営を行う。また、業務用システム端末からの情報漏洩を防止するため、常時監視のエンドポイントセキュリティサービスを導入し、挙動の検知、端末の隔離等の迅速な処置を行える環境を整え、サイバー攻撃にも対応した対策を強化する。

１０　連合会本部と支部との連携を図るため、本部・支部会議を開催する。

１１　厚生労働省の委託事業の「地域産業保健センター」と連携し、小規模事業所に対する健康指導・健康相談等の産業保健サービスの提供に積極的に協力する。（５支部）

１２　賛助会員に「労働基準関係法令履行推進事業場之証」を発行して、労働関係法令の重点項目について履行遵守を宣言する取り組みを行い、労働関係法令遵守の機運を醸成する。

令和5年度　収支予算書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

公益社団法人大阪労働基準連合会（法人全体）　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　　減	備　考
Ⅰ 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1)経常収益				
特定資産運用益	〔 6,000 〕	〔 11,000 〕	〔 △ 5,000 〕	
特定資産受取利息	6,000	11,000	△ 5,000	
受取会費	〔 5,984,000 〕	〔 5,984,000 〕	〔 0 〕	
支部受取会費	783,400	783,400	0	
正会員受取会費	1,200,600	1,200,600	0	
賛助会員受取会費	4,000,000	4,000,000	0	
支部会員受取会費	〔 34,701,000 〕	〔 35,094,000 〕	〔 △ 393,000 〕	
事業収益	〔 317,192,000 〕	〔 258,617,000 〕	〔 58,575,000 〕	
各種講習会収益	260,150,000	212,097,000	48,053,000	
各種資料作成配布収益	3,629,000	2,148,000	1,481,000	
物品販売等収益	50,913,000	42,872,000	8,041,000	
労働保険事務組合収益	2,500,000	1,500,000	1,000,000	
本部交付金収益	〔 2,520,000 〕	〔 2,605,000 〕	〔 △ 85,000 〕	
雑収益	〔 2,259,000 〕	〔 2,055,000 〕	〔 204,000 〕	
受取利息	0	0	0	
雑収益	2,259,000	2,055,000	204,000	
経常収益計	362,662,000	304,366,000	58,296,000	
(2)経常費用				
事業費	〔 345,723,000 〕	〔 288,567,000 〕	〔 57,156,000 〕	
給料手当	101,759,000	95,219,000	6,540,000	
退職給付費用	2,829,000	2,476,000	353,000	
福利厚生費	15,568,000	14,016,000	1,552,000	
会議費	325,000	315,000	10,000	
旅費交通費	219,000	213,000	6,000	
通信運搬費	6,852,000	5,374,000	1,478,000	
減価償却費	3,694,000	3,746,000	△ 52,000	
消耗什器備品費	3,621,000	3,632,000	△ 11,000	
消耗品費	6,756,000	5,791,000	965,000	
修繕費	1,106,000	1,111,000	△ 5,000	
印刷製本費	13,256,000	10,170,000	3,086,000	
販売用物品購入費	37,980,000	30,270,000	7,710,000	
光熱水料費	880,000	875,000	5,000	
賃借料	46,763,000	40,393,000	6,370,000	
保険料	547,000	545,000	2,000	
諸謝金	53,673,000	50,880,000	2,793,000	
租税公課	28,629,000	10,876,000	17,753,000	
支払負担金	2,100,000	2,500,000	△ 400,000	
支部交付金	2,520,000	2,605,000	△ 85,000	
委託費	14,184,000	5,492,000	8,692,000	
雑費	2,462,000	2,068,000	394,000	

科　　目	予 算 額	前年度予算額	増　　減	備 考
管理費	〔　15,079,000 〕	〔　14,839,000 〕	〔　240,000 〕	
給料手当	4,460,000	4,887,000	△ 427,000	
退職給付費用	108,000	114,000	△ 6,000	
福利厚生費	525,000	697,000	△ 172,000	
会議費	3,555,000	2,670,000	885,000	
旅費交通費	228,000	150,000	78,000	
通信運搬費	446,000	442,000	4,000	
減価償却費	142,000	145,000	△ 3,000	
消耗什器備品費	98,000	185,000	△ 87,000	
消耗品費	333,000	267,000	66,000	
修繕費	43,000	51,000	△ 8,000	
印刷製本費	128,000	140,000	△ 12,000	
光熱水料費	78,000	73,000	5,000	
賃借料	1,003,000	941,000	62,000	
保険料	214,000	265,000	△ 51,000	
諸会費	1,617,000	1,685,000	△ 68,000	
諸謝金	1,430,000	1,430,000	0	
租税公課	28,000	21,000	7,000	
委託費	327,000	330,000	△ 3,000	
雑費	316,000	346,000	△ 30,000	
経常費用計	360,802,000	303,406,000	57,396,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	1,860,000	960,000	900,000	
特定資産評価損益等				
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	1,860,000	960,000	900,000	
2 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	1,860,000	960,000	900,000	
法人税、住民税及び事業税	1,860,000	960,000	900,000	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	329,777,940	264,624,796	65,153,144	
一般正味財産期末残高	329,777,940	264,624,796	65,153,144	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	329,777,940	264,624,796	65,153,144	

令和５年度収支予算書内訳表

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

(公社)大阪労働基準連合会(法人全体)　　（単位:円）

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	合計
	公 1	収 1	他 1	小計		
Ⅰ一般正味財産増減の部						
経常増減の部						
(1)経常収益						
特定資産運用益	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 6,000 〕	〔 6,000 〕
特定資産受取利息	0	0	0	0	6,000	6,000
受取会費	〔 1,040,120 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 4,943,880 〕	〔 5,984,000 〕
支部受取会費	0	0	0	0	783,400	783,400
正会員受取会費	240,120	0	0	0	960,480	1,200,600
賛助会員受取会費	800,000	0	0	0	3,200,000	4,000,000
支部会員受取会費	〔 6,940,000 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 27,761,000 〕	〔 34,701,000 〕
事業収益	〔 258,590,000 〕	〔 54,293,000 〕	〔 4,309,000 〕	〔 58,602,000 〕	〔 0 〕	〔 317,192,000 〕
各種講習会収益	255,841,000	0	4,309,000	4,309,000	0	260,150,000
各種資料作成配布収益	2,749,000	880,000	0	880,000	0	3,629,000
物品販売等収益	0	50,913,000	0	50,913,000	0	50,913,000
労働保険収益	0	2,500,000	0	2,500,000	0	2,500,000
本部交付金収益	〔 2,520,000 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 0 〕	〔 2,520,000 〕
雑収益	〔 816,000 〕	〔 10,000 〕	〔 0 〕	〔 10,000 〕	〔 1,433,000 〕	〔 2,259,000 〕
受取利息	0	0	0	0	0	0
雑収益	816,000	10,000	0	10,000	1,433,000	2,259,000
経常収益計	269,906,120	54,303,000	4,309,000	58,612,000	34,143,880	362,662,000
(2)経常費用						
事業費	〔 294,222,000 〕	〔 47,581,000 〕	〔 3,920,000 〕	〔 51,501,000 〕		〔 345,723,000 〕
給料手当	96,378,000	4,838,000	543,000	5,381,000		101,759,000
退職給付費用	2,689,000	126,000	14,000	140,000		2,829,000
福利厚生費	14,813,000	675,000	80,000	755,000		15,568,000
会議費	325,000	0	0	0		325,000
旅費交通費	209,000	9,000	1,000	10,000		219,000
通信運搬費	5,829,000	993,000	30,000	1,023,000		6,852,000
減価償却費	3,494,000	115,000	85,000	200,000		3,694,000
消耗什器備品費	3,574,000	46,000	1,000	47,000		3,621,000
消耗品費	6,548,000	182,000	26,000	208,000		6,756,000
修繕費	1,051,000	15,000	40,000	55,000		1,106,000
印刷製本費	13,200,000	48,000	8,000	56,000		13,256,000
販売用物品購入費	943,000	37,037,000	0	37,037,000		37,980,000
光熱水料費	819,000	59,000	2,000	61,000		880,000
賃借料	44,498,000	1,962,000	303,000	2,265,000		46,763,000
保険料	544,000	3,000	0	3,000		547,000
諸謝金	51,094,000	0	2,579,000	2,579,000		53,673,000
租税公課	27,326,000	1,133,000	170,000	1,303,000		28,629,000
支払負担金	2,100,000	0	0	0		2,100,000
支部交付金	2,520,000	0	0	0		2,520,000
委託費	13,910,000	261,000	13,000	274,000		14,184,000
雑費	2,358,000	79,000	25,000	104,000		2,462,000

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	合計
	公 1	収 1	他 1	小計		
管理費					〔 15,079,000 〕	〔 15,079,000 〕
給料手当					4,460,000	4,460,000
退職給付費用					108,000	108,000
福利厚生費					525,000	525,000
会議費					3,555,000	3,555,000
旅費交通費					228,000	228,000
通信運搬費					446,000	446,000
減価償却費					142,000	142,000
消耗什器備品費					98,000	98,000
消耗品費					333,000	333,000
修繕費					43,000	43,000
印刷製本費					128,000	128,000
光熱水料費					78,000	78,000
賃借料					1,003,000	1,003,000
保険料					214,000	214,000
諸会費					1,617,000	1,617,000
諸謝金					1,430,000	1,430,000
租税公課					28,000	28,000
委託費					327,000	327,000
雑費					316,000	316,000
経常費用計	294,222,000	47,581,000	3,920,000	51,501,000	15,079,000	360,802,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 24,315,880	6,722,000	389,000	7,111,000	19,064,880	1,860,000
特定資産評価損益等						
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 24,315,880	6,722,000	389,000	7,111,000	19,064,880	1,860,000
経常外増減の部						
(1)経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2)経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 24,315,880	6,722,000	389,000	7,111,000	19,064,880	1,860,000
法人税、住民税及び事業税	0	1,860,000	0	1,860,000	0	1,860,000
当期一般正味財産増減額	△ 24,315,880	4,862,000	389,000	5,251,000	19,064,880	0
一般正味財産期首残高	64,715,333	46,242,883	6,985,304	53,228,187	211,834,420	329,777,940
一般正味財産期末残高	40,399,453	51,104,883	7,374,304	58,479,187	230,899,300	329,777,940
Ⅱ 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	40,399,453	51,104,883	7,374,304	58,479,187	230,899,300	329,777,940

資金調達及び設備投資の見込みについて

（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）

（１）資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定はない。

（２）設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却または売却を含む。）の予定はない。

以上

貸　借　対　照　表

（令和4年3月31日現在）

（公社）大阪労働基準連合会（法人全体）　　（単位：円）

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅰ資産の部			
1．流動資産			
現金預金	195,564,587	150,445,361	45,119,226
前払金	1,722,569	3,174,948	△ 1,452,379
立替金	222,614	310,660	△ 88,046
仮払金	1,028	430	598
流動資産合計	197,510,798	153,931,399	43,579,399
２．固定資産			
（１）特定資産			
退職給付引当資産	13,578,885	12,240,908	1,337,977
事業運営安定基金積立資産	45,561,370	45,557,567	3,803
建物修繕積立資産	20,410,423	20,410,226	197
事務所対策積立資産	1,772,882	1,772,706	176
事務所営繕積立資産	2,984,254	2,984,254	0
令和３年度空調機器買換積立資産	0	3,960,000	△ 3,960,000
令和11年度空調機器買換積立資産	1,200,000	600,000	600,000
ＯＡシステム等整備費用積立資産	8,000,000	2,000,000	6,000,000
講習会場用什器更新資産	0	1,500,000	△ 1,500,000
全国大会事業積立資産	1,600,000	800,000	800,000
70周年記念事業積立資産	3,000,000	1,500,000	1,500,000
講習会場用什器更新資産（令和４年度）	4,700,000	0	4,700,000
講習会場用什器更新資産（令和13年度）	700,000	0	700,000
特定資産合計	103,507,814	93,325,661	10,182,153
（２）その他固定資産			
什器備品	65,619,735	60,427,735	5,192,000
土地	11,992,200	11,992,200	0
建物	6,997,598	6,997,598	0
減価償却累計額	△ 57,214,868	△ 53,388,715	△ 3,826,153
電話加入権	10,000	10,000	0
事務所敷金	1,800,000	1,800,000	0
その他固定資産合計	29,204,665	27,838,818	1,365,847
固定資産合計	132,712,479	121,164,479	11,548,000
資　産　合　計	330,223,277	275,095,878	55,127,399

科　　目	当　年　度	前　年　度	増　　減
Ⅱ負債の部			
1．流動負債			
未払金	121,401	0	121,401
前受金	1,780,933	2,675,585	△ 894,652
預り金	274,961	248,471	26,490
仮受金	49,842,301	37,863,620	11,978,681
流動負債合計	52,019,596	40,787,676	11,231,920
２．固定負債			
退職給付引当金	13,578,885	12,240,908	1,337,977
固定負債合計	13,578,885	12,240,908	1,337,977
負　債　合　計	65,598,481	53,028,584	12,569,897
Ⅲ正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
２．一般正味財産	264,624,796	222,067,294	42,557,502
（うち特定資産への充当額）	（ 89,928,929 ）	（ 81,084,753 ）	（ 8,844,176 ）
正味財産合計	264,624,796	222,067,294	42,557,502
負債及び正味財産合計	330,223,277	275,095,878	55,127,399